

事業者や行政機関から 障がい者差別を受けた場合の 相談を受け付けています



事業者や行政機関とのやり取りで・・・

町田市障がい者
差別解消犬ノンバリアー

○ 障がいを理由に正当な理由なく障がいのない人と異なる取扱いを受けた

- (例) ・障がいがある事を理由に、サービスの提供や入店を拒否された
・本人を無視して介助者や付き添いの人だけに話しかける

不平等な差別的取扱い

○ 障がいがあるため、配慮を求めたが理由の説明がなく断られた

- (例) ・障がいがあるため、説明会の座席を前の方にしてもらおうように頼んだが、理由の説明もなく断られた
・手続きの際、筆談を頼んだが一方向的に断られた

合理的配慮の不提供

このようなときはご相談ください



相談窓口

受付方法

受付時間

町田市
障がい福祉課

電話

042-724-2147

F A X

050-3101-1653

WEB



町田市HP
トップページ > 医療・福祉 > 障がい者のための福祉
> 日常生活支援 > 相談 > 障がい者差別に関する相談
> このページの担当課へのお問い合わせ

平日
8時30分
から
17時

東京都障害者
権利擁護センター
(広域支援相談員)

電話

03-5320-4223

F A X

03-5388-1413

メール

syougaisyakennriyougo@
section.metro.tokyo.jp

平日9時
から
17時

※職場での差別など雇用分野のご相談は、事業主が設置する相談窓口もしくは、
東京労働局職業安定部職業対策課 (TEL:03-3512-1664) へ

障がい者差別解消法について詳しく知りたい方は町田市HPをご覧ください。

町田市 障がい者差別解消法

検索



町田市地域福祉部
障がい福祉課

障がい者差別の事例と望ましい配慮や対応

ふ とう さ べつ てき とり あつ か 不平等な差別的取扱い

ほ じょ けん
補助犬

もう どう けん かい じょ けん ちよう どう けん
(盲導犬、介助犬、聴導犬)

が 一 緒 だ と 入 店 を 拒 否 す る



ふ とう さ べつ てき とり あつ か 不平等な差別的取扱い

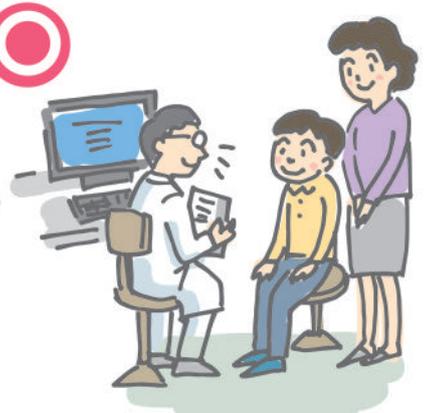
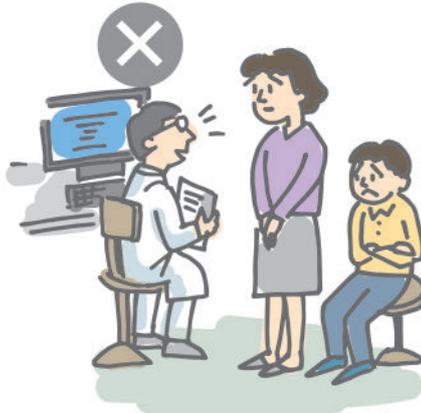
しょう ほん にん
障がいのある本人を

無視して、

かい じょ しゃ し えん しゃ
介助者や支援者、

つ き そ い の ひ と だ け に
付き添いの人だけに

はな しか け る
話しかける



ごう り てき はい りよ ふ てい きやう 合理的配慮の不提供

しょう
障がいがあるため、

こう えん かい ざ せき まえ ほう
講演会の座席を前の方にして

もらう よう に 頼 ん だ が、 理 由 の

せつ めい ことわ
説明もなく断られた



ごう り てき はい りよ ふ てい きやう 合理的配慮の不提供

て つづ さい ひつ だん たの
手続きの際、筆談を頼んだが

いっ ぽう てき ことわ
一方的に断られた

